

平成 21 年度 CDM/JI 実現可能性調査

募集要項

1. 募集の概要

1997 年に開催された国際連合気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」では、温室効果ガスによる地球温暖化防止のため、日本は、2008 年から 2012 年の平均排出量を 1990 年レベルより 6%削減（同、先進国平均約 5%削減）することが定められました。京都議定書には、この削減目標を達成するため、柔軟措置として、「クリーン開発メカニズム（CDM）」や「共同実施（JI）」等の京都メカニズムが盛り込まれています。すでに同議定書に定められた第一約束期間が昨年より始まっており、国内においてもカーボンオフセットが京都メカニズムから創出されるクレジットの新たな用途として活用されつつあるなど、削減目標の達成に向けた京都メカニズムの活用が重要となっています。

しかしながら、CDM や JI がそれらのプロジェクトによる排出削減の「量」とそれに対応するクレジット量とクレジット売却収益に大きく焦点が絞られている現状、並びに大規模案件の掘り尽くしによる排出削減量の低減化という状況において、CDM/JI プロジェクトのホスト国における環境汚染問題の対応が必要であるとの認識が広まり、ホスト国における環境汚染対策等と温暖化対策の「コベネフィット」の実現がホスト国に与える便益となり、ゆえに国際的にも望まれています。さらに、プロジェクトが特定の国・地域に偏在している問題を考慮し、地理的不均衡の是正に向けたプロジェクト形成が期待されています。

2013 年以降の次期枠組にかかる国際交渉において、日本政府はコベネフィットを実現する CDM/JI に対する優遇的な取り扱いを主張しています。また、次期枠組の下で促進が期待されているプログラム CDM(PoA)については、コベネフィットを通じて特に開発途上国に適した温暖化対策活動(NAMA)にも繋がる重要性を持っていることに鑑み、知見・経験の集積が望まれています。さらに、次期枠組みにおける柔軟性メカニズムの議論を踏まえつつ、現行の承認済み方法論の適用範囲拡大・適用利便性向上等も、現時点から取り組む必要があります。

このような状況の中、

- (1) ホスト国における環境汚染対策等を実現する案件、類似案件への高い波及効果を持つ案件、将来の CDM/JI の推進に寄与する可能性が期待できる案件など公的支援の意義の大きい案件の実現を支援すること
- (2) 実現可能性の高い案件を選定してプロジェクトを実現し、我が国の削減目標の達成に貢献すること

を目的として、CDM/JI プロジェクトの実現可能性調査案件を広く公募します。

また、調査結果の公表等により我が国における CDM/JI に関する取り組みを支援することも目的としています。

2. 応募資格

本調査事業の応募者は、以下の (1) ~ (3) のいずれかに該当する日本の団体であって、本調査を円滑に遂行するために必要な実施体制と資金についての十分な管理能力（ア. 団体の意思を決定し、本調査に係る活動を執行できる組織が確立していること、イ. 自ら経理し、監査することのできる会計組織を有すること、ウ. 活動の本拠としての事務所を有すること）があることとします。

- (1) 民間企業
- (2) 民法法人、特定非営利活動法人（NPO）
- (3) その他、上記に類する団体であって本調査を円滑に遂行ことができると認められる団体

3. 調査内容

CDM/JI 事業としての実現可能性について調査を実施するとともに、有効化審査を目指したプロジェクト設計書（PDD）（POA-DD 及び CPA-DD を含む）を完成していただきます。また、原則として「コベネフィット定量評価マニュアル」（環境省より公表予定）に基づき、プロジェクト実施による環

境汚染対策等効果の測定・報告・検証可能な定量評価（試算及び計測方法の検討）を実施していただきます。さらに、可能であれば、温暖化対策効果と環境汚染対策効果をあわせたコベネフィットの程度を表現する統合化指標の提案を行っていただきます。

新規・継続いずれでも応募は可能としますが、過去に二年度以上本調査を実施した案件は原則として採択しないものとします。

4. 応募区分

応募にあたっては、以下4つのカテゴリーのいずれかに応募して下さい。

- ① 新規方法論の開発を目的とした案件（JI の場合は、独自の方法を開発してベースラインの設定及びモニタリングの計画を行う案件）
- ② 既存方法論の統合・改定を目的とした案件（JI の場合は、CDM 承認済み方法論を一部改定して適用する案件）
- ③ 承認済み方法論を活用してプロジェクトの早期形成が見込まれる案件（JI の場合は、CDM 承認済み方法論を利用してベースラインの設定及びモニタリングの計画を行うことで、早期形成が見込まれる案件）
- ④ アジア地域におけるプログラム CDM 案件
アジア地域において、太陽光発電、バイオ燃料、省エネ型機器等について、ホスト国の関連政策や普及の状況、我が国の関連企業の対応可能性等を踏まえて、今後の普及可能性・普及シナリオ、普及政策（プログラム）を、有望な対策技術を盛り込んで調査検討するもの

5. 採択要件

<考え方>

環境汚染対策（特に大気汚染対策、水質汚濁対策、及び廃棄物管理）と温暖化対策のコベネフィットを実現するなど公的支援の意義の大きい案件、我が国の削減目標達成のために必要とするクレジットの取得に資する案件を優先的に採択します。

<具体的な採択要件>

以下の要件を満たすものを採択の対象とします。

- (1) CDM/JI プロジェクトとして実現可能性があるもの
- (2) 有効化審査を目指した PDD（PoA-DD・CPA-DD を含む）の作成が視野に入っているもの
- (3) 調査実施国において、現地カウンターパート（政府、団体、企業等）が存在しているもの
- (4) 事業の実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれのないと考えられるもの

その中で、以下の要件を満たすものを優先して採択します。

- (1) ホスト国の環境汚染対策（特に大気汚染、水質汚濁、及び廃棄物管理等に係る対策）等を実現する、当該国の持続可能な開発に寄与する、当該プロジェクト以外への高い波及効果が期待できる、日本の技術移転が図られる、将来の CDM/JI 制度の発展に寄与する等、公的支援の必要性が高いと認められるもの
- (2) 次のように CDM/JI プロジェクトの実現可能性が客観的に高いと認められるもの
 - ・ ホスト国において、既に基礎的な調査を実施済みであり、その調査結果が良好なもの
 - ・ ベースライン設定及びモニタリング計画（方法論の適用含む）に関して具体的な検討がされているもの
 - ・ クレジットの獲得を前提とすれば事業の経済性が成り立つことが期待されるもの
 - ・ 具体的にプロジェクトの事業化を図る体制が整っているもの
- (3) 排出削減量の算定根拠、想定価格が妥当であるもの

6. 調査事業の流れ

- (1) 提案書類提出
 - ・ 指定の様式に従って提案書類を提出していただきます。
- (2) 審査

- ・ 提案書に基づいて、当該分野の専門家によって構成される「CDM/JI プロジェクト支援委員会」により審査が行われます（平成 21 年 7 月下旬を予定）。書面についての審査を基本としますが、事務局が必要と判断した場合は、審査に先立って、応募団体へのヒアリング等を実施します。
 - ・ 審査にあたっては、「2. 応募資格」、及び「5. 採択要件」を踏まえ、総合的に評価します。
- (3) 審査結果の通知
- ・ 審査結果については、応募団体あて（提案書に記載のある住所）に封書で通知します（平成 21 年 7 月下旬を予定）。併せて、採択案件の調査名及び団体名を環境省及び（財）地球環境センター（GEC）から公表します。
 - ・ なお、採択／不採択の理由等についての問い合わせには一切応じられません。
- (4) 見積書の提出
- ・ 審査の結果採択された案件については、見積書を提出して頂きます。
- (5) 契約の締結
- ・ 見積書の内容を精査した上で、調査費を調査団体と調整・合意後、契約締結を経て調査開始となります。契約形態としては、エネルギー起源 CO2 対象案件については（財）地球環境センター（GEC）が調査団体と契約を締結し、非エネルギー起源 CO2 対象案件については環境省が調査団体と契約を締結します。
 - ・ 契約期間については、契約締結日（平成 21 年 8 月上旬を予定）から調査期間終了日（平成 22 年 3 月上旬）までとします。
 - ・ 契約内容等詳細については、別途お知らせします。
- (6) 報告書の提出
- ・ 平成 21 年 10 月下旬に中間報告書を提出していただきます。
 - ・ 平成 22 年 1 月下旬に仮報告書（日本語）とその概要版（日本語）を提出していただきます。
 - ・ 平成 22 年 3 月上旬に最終成果物として、報告書（日本語）とその概要版（日本語及び英語）及び要約版（日本語及び英語）、PDD（英語）を提出していただきます。
 - ・ 上記のほか、進捗状況把握のため、調査月報及び現地調査報告書を提出していただきます。
 - ・ 報告書の仕様については別途指示します。
 - ・ 最終成果物は、CDM/JI 事業を行う事業者等の参考に供するため、（財）地球環境センターのホームページで公表します。
- ※ 中間報告の結果又は調査の進捗状況によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。

7. 調査期間

- ・ 契約締結日から平成 21 年 3 月上旬を予定しています。

8. 調査費用

- ・ 調査費は、調査実施及び調査結果の取りまとめに必要とされる経費とし、原則としてエネルギー起源 CO2 対象案件については 1 件あたり概ね 2000 万円を上限として調査費用をお支払いします。
- ・ 植林など非エネルギー等関連技術案件については、1 件あたり概ね 800 万円を上限として調査費用をお支払いします。
- ・ 調査費の金額は、積算金額及び案件内容に基づいて調査団体と調整した上で最終的に決定します。

9. 応募方法

(1) 提案書類の提出

- ・ 本応募要項及び別添の「提案に当たっての留意事項」を参照の上、指定の様式に従って

必要な書類等を作成してください。必要な書類等は次のとおりです。

- | | |
|---------------------|--|
| ア. 提案書 (様式 1) | } 1 団体当たり 1 部
まとめて 20 セット

(両面コピー、左上端ホッチキス止め) |
| イ. 提案内容 (様式 2-1) | |
| ウ. 調査費積算内訳 (様式 2-2) | |
| エ. 提案団体の概要 (様式 3) | |
| オ. 団体の参考資料 | |
- カ. 電子媒体 (イ、ウ、エのみ)

- ・ 応募書類はすべて日本語で記入してください。
 - ・ 応募様式は、(財)地球環境センター (GEC) のホームページからダウンロードし、必ず応募様式に従って記入してください。
 - ・ 応募書類は、すべての項目について漏れなく記入してください。
 - ・ 応募書類を送付したときは、電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。(電子メールの件名は「応募書類送付の連絡」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入してください。) 応募書類受付後、そのメールに返信します。
- (2) 受付期間
- ・ 提案書類の受付期間は以下のとおりです。
平成 21 年 6 月 2 日 (火) ~ 平成 21 年 6 月 25 日 (木) 午後 5 時 (必着)
 - ・ 受付期間を過ぎての提出は無効となりますので、ご注意ください (期限を過ぎて提出先に到着した書類は、いかなる理由であっても受け付けませんので、郵便、宅配便、バイク便等を利用される方は注意してください)。
- (3) 提出方法
- ・ 必要となる応募書類を揃えたうえで、指定の受付期間内に必ず本件窓口まで提出してください。
 - ・ ファックス及び電子メール (インターネット) での提案書の提出は受け付けません。
 - ・ 提出書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めませんので、内容をよく確認したうえで提出してください。
 - ・ 応募書類に不備がある場合には、審査対象から除外される場合があります。
- (4) 質問等
- ・ 疑問・質問については、**平成 21 年 6 月 11 日 (木) 午後 5 時まで**に、電子メールで本件窓口まで問い合わせて下さい。(電子メールの件名は「質問：平成 21 年度 CDM/JI 実現可能性調査」としてください。)
 - ・ 回答については、平成 21 年 6 月 12 日 (金) 中に、(財)地球環境センター (GEC) のホームページにて行います。
- (5) その他
- ・ 提出された書類等については返却いたしません。
 - ・ 不採用となった団体の提案書類の内容はいつさい公表いたしません。

10. 調査終了後について

- ・ 調査結果 (最終報告書等) は、CDM/JI にかかる知見の普及を目的として、インターネット等により広く公開することを前提にしています。
- ・ 事業の進捗状況について、随時 GEC よりフォローアップ調査を行います。
- ・ 4.①新方法論開発及び②方法論改訂の区分で採択された CDM 調査案件については、原則として CDM 理事会に承認申請を提出していただきます。
- ・ 調査案件が事業化された際には、調査対象となったプロジェクトから発生するクレジットの全部又は一部の取引について、環境省と経済産業省が京都メカニズムクレジット取得事業を委託する (独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO 技術開発機構) と優先的に交渉していただく必要があります (具体的には事業を進めるなかで個別のご相談となります)。

11. 説明会

以下の日程により、大阪と東京において公募説明会を開催します。ご関心のある方は極力出席をお願いします。事前登録は必要ありません。

<大阪会場>

- ・ 日時：平成 21 年 6 月 5 日（金）午後 3:00～4:30
- ・ 場所：財団法人地球環境センター（GEC） 特別会議室（大阪市鶴見区緑地公園 2-110）
TEL：06-6915-4122
（大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線 鶴見緑地駅下車徒歩 5 分）



※拡大地図の矢印の先端の場所にある通用門からお入り下さい。

<東京会場>

- ・ 日時：平成 21 年 6 月 8 日（月）午後 2:00～3:30
- ・ 場所：財団法人総評会館 203 会議室（東京都千代田区神田駿河台 3-2-11）
TEL：03-3253-1771

東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B3 出口（徒歩 0 分）
東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 B3 出口（B3 出口まで徒歩 5 分）
都営地下鉄新宿線 小川町駅 B3 出口（B3 出口まで徒歩 3 分）
JR 中央線・総武線 御茶ノ水駅 聖橋口（徒歩 5 分）



12. 本件窓口

財団法人地球環境センター（GEC）事業部調査担当 水谷、中井、元田
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110
TEL：06-6915-4122
FAX：06-6915-0181
Eメール：cdm-fs@gec.jp
URL：http://gec.jp/jp/